別紙1

(日本産業規格A列4)

## 障害者任免状況通報書

機 関 名 奥州市(市長部局)

A 任免状況																
① 職員の数 (〔2	② 除外職員の数	([注意] 3.	、4参照)		③ 旧除外職員の	数 (〔注意〕3	3、5参照	()								
a 職員の数	b 短時間勤務職	c 職員の総数	d 除外職員の数	e 短時間	勤務	f 除外職員の総数	g 旧除外職員の数	h 短時間勤	務	i 旧除外職員						
(短時間勤務職員	員の数	$= a+(b \times 0.5)$	(短時間勤務職員	除外職	員の数	= $d+(e \times 0.5)$	(短時間勤務職員	旧除外職	員の数	の総数						
を除く)			を除く)				を除く)			$= g+(h \times 0.5)$						
984 人	32 人	. 1000 人	人		人	0 人	. 258 人	14	人	265 人						
④ 身体障害者、知的障害者又は精神障害者である職員の数(〔注意〕3、6、6-2参照)																
(イ) 重度身体障害者	(ロ) 重度身体障害者	(ハ) 重度身体障害者	(二) 重度身体障害者	(ホ) 身体障	害者の数	(^) 重度知的障害者	(ト) 重度知的障害者	(チ) 重度知的	障害者	(J) 重度知的障害者	(3) 知的障害者の数	(ル) 精神障害者	(ヲ) 精神障害者		(力) 精神障害	害者の数
	以外の身体障害者	f である短時間勤務	以外の身体障害者で	$=(1\times2)$	)+ロ+ハ		以外の知的障害者	である短時	間勤務	以外の知的障害者で	=(^×2)+\++ <i>f</i>		である短時間勤務		=/\(\nu +	
		職員	ある短時間勤務職員	+(=)	×0.5)			職員		ある短時間勤務職員	+(J×0.5)		職員	[注意]6-2 に該当する 者の数	{(ヲーヮ +ヮ	)×0.5
3 人	15 人	. 1 人	人	2	2 人	Д			人	人	0 人	人		人	0	人
( )	( 4 )	( 1 )	( )	( 5	j )	( )	( )	(	)	( )	( 0 )	( )	( )	( )	( 0	)
B 上記に基づく	(計算															
⑤ 現在設定されて	(いる除 ⑥ 基準	割合	⑦⑥に基づく除外	率	⑧ 適用さ	れる除外率	⑨ 法定雇用障害	⑨ 法定雇用障害者数の算		害者計	① 実雇用率		⑫ 法定雇用障	賃害者数を達成		$\overline{}$
外率([注意] 7参	除照) ={③i	/(①c-②f)}×100	([注意] 10参照)		(〔注意	〕11参照)	定の基礎となる即	定の基礎となる職員の数		カキ43+4カ	=(10/9)×100		するために採	用しなければ		
(〔注意〕8、9参照)						=(1)c-(2)f-{((1)c	e-(2f)×(8)		注意〕13参照)	([注意] 14参照)		ならない身体障害者、知的		l /	/	
				(〔注意〕12参	照)					障害者又は精	/					
													(〔注意〕15参	除()	/	
0	%	26 %	5	%		0 %	1000.0	) 人		22	人 2	2.20 %	)	3 人	/	

別紙1

(日本産業規格A列4)

## 障害者任免状況通報書

機 関 名 奥州市(上下水道部)

A 任免状況																
① 職員の数 (〔注意〕 2、3参照) ② 除外職員の数					3、4参照)		③ 旧除外職員の数 (〔注意〕 3、5参照)									
a 職員の数	b 短時間勤務職	c 職員の総数	d 除外職員の数	e 短時間	引勤務	f 除外職員の総数	g 旧除外職員の数	h 短時間勤	務	i 旧除外職員						
(短時間勤務職員	員の数	$= a+(b \times 0.5)$	(短時間勤務職員	除外耶	戦員の数	= $d+(e\times0.5)$	(短時間勤務職員	旧除外職」	員の数	の総数						
を除く)			を除く)				を除く)			= g+(h $\times$ 0.5)						
56 人		人 56	人	人	人	0 人	人		人	0	人					
<ul><li>④ 身体障害者、知</li></ul>	知的障害者又は	青神障害者である	施員の数 (〔注意〕	3、6、6-2参月	照)				'							
(イ) 重度身体障害者	(ロ) 重度身体障害	者 (ハ) 重度身体障	害者 (ニ) 重度身体障害	者 (ホ) 身体[	章害者の数	(^) 重度知的障害者	f (ト) 重度知的障害者	(f) 重度知的[	障害者	(川) 重度知的障害	手者 (ヌ) 乡	知的障害者の数	(ル) 精神障害者	(ヲ) 精神障害者		(カ) 精神障害者の数
	以外の身体障害	者である短時間	勤務 以外の身体障害者	-で =(1×	2)+ロ+ハ		以外の知的障害者	である短時間	間勤務	以外の知的障害	<b>当で =</b>	=(^×2)+ト+チ		である短時間勤務	<b>努</b> (ワ) (ヲ)のうち	=/\(\nu +
		職員	ある短時間勤務職	員 +(=	×0.5)			職員		ある短時間勤務耶	戦員	$+(\text{U}\times 0.5)$		職員	〔注意〕6-2 に該当する	{(₹−₹)×0.5}
															者の数	+7
人	1	A.	人	人	1 人	٨	人		人		人	0 人	,	λ )		0 人
( )	( 1	(	) (	) (	1 )	( )	( )	(	)	(	) (	0 )	( )	( )	( )	( 0 )
B 上記に基づく	〈計算	•		•				•					•			
⑤ 現在設定されて	ごいる除 ⑥ 基i	準割合	⑦ ⑥に基づく隊	:外率	⑧ 適用さ	られる除外率	⑨ 法定雇用障害	者数の算	⑩ 障:	害者計		⑪ 実雇用率	₹	⑫ 法定雇用降	章害者数を達成	
外率([注意] 7参	外率([注意] 7参照) ={③i/(①c-②f)}×100			照)	11参照)	定の基礎となる職員の数			=④ホ+④ヌ+④カ		=(10/9)×100		するために採用しなければ		/	
(〔注意〕8、9参照)							=(1)c-(2)f-{((1)c	([)	([注意] 13参照)		(〔注意〕14参照)		ならない身体障害者、知能		/	
								(〔注意〕12参照)						障害者又は	精神障害者の数	/
														(〔注意〕15	] /	
	%	0	% 0	%		0 %	6 56.0	人		1	-	<b>A</b>	1.79	%	0 人	/



(日本産業規格A列4)

## 障害者任免状況通報書

機関名総合水沢病院

A 任免状況																
① 職員の数 (〔注	② 除外職員の数	(〔注意〕3	(4参照)		③ 旧除外職員の	数 (〔注意〕3	3、5参照	(1)								
a 職員の数	b 短時間勤務職	c 職員の総数	d 除外職員の数	e 短時間	勤務	f 除外職員の総数	g 旧除外職員の数	h 短時間勤	務	i 旧除外職員						
(短時間勤務職員	員の数	$= a+(b \times 0.5)$	(短時間勤務職員	除外職	員の数	= $d+(e\times0.5)$	(短時間勤務職員	旧除外職	員の数	の総数						
を除く)			を除く)				を除く)			$= g+(h \times 0.5)$						
302 人	25 <i>)</i>	314.5 人	0 人	C	人	0 )	. 169 人	. 9	人	173.5 人						
④ 身体障害者、知的障害者又は精神障害者である職員の数(〔注意〕3、6、6-2参照)																
(イ) 重度身体障害者	(ロ) 重度身体障害者	(ハ) 重度身体障害者	(ニ) 重度身体障害者	(ホ) 身体障	害者の数	(^) 重度知的障害者	(ト) 重度知的障害者	(チ) 重度知的	障害者	(川) 重度知的障害者	(ヌ) 知的障害者の数	(ル) 精神障害者	(ヲ) 精神障害者		(力) 精神障害	者の数
	以外の身体障害者	ずである短時間勤務	以外の身体障害者で	=(1×2)	)+ロ+ハ		以外の知的障害者	である短時	間勤務	以外の知的障害者で	=(^×2)+\++ <i>f</i>		である短時間勤務		=1\(\nu +	
		職員	ある短時間勤務職員	+(=)	< 0.5)			職員		ある短時間勤務職員	+(J×0.5)		職員	[注意]6-2 に該当する 者の数	{(ヺ <b>-</b> ヷ)	×0.5}
1 人	1 )		人	3	人	J			人	人	0 人	人	人	人	0	人
( )	( )	( )	( )	( 0	)	( )	( )	(	)	( )	( 0 )	( )	( )	( )	( 0	)
B 上記に基づく	(計算															
⑤ 現在設定されて	[いる除 ⑥ 基準	割合	⑦⑥に基づく除外	れる除外率	⑨ 法定雇用障害者数の算 ⑩ 障害者計				⑪ 実雇用率	K	⑫ 法定雇用障		$\neg$			
外率([注意] 7参	無) ={③	$1/(1c-2f) \times 100$	(〔注意〕10参照)		(〔注意	〕11参照)	定の基礎となる職員の数		=(4	Dホ+4) ヌ+4)カ	=(10)/(9)×100		するために採			
(〔注意〕8、9参照)						=(1)c-(2)f-{((1)c	$=(1)c-(2)f-\{((1)c-(2)f)\times(8)\}$		注意〕13参照)	([注意] 14参照)		ならない身体	障害者、知的	/	′ I	
						(〔注意〕12参	照)					障害者又は料	青神障害者の数	/		
													(〔注意〕15参	≩照)	/	
40	%	55 %	35	%		40 %	189.5	人		3	人	1.58 %		1 人	/	



(日本産業規格A列4)

## 障害者任免状況通報書

機関名奥州市(教育委員会)

A 任免状況																
① 職員の数 ([注	② 除外職員の数	(〔注意〕3.	、4参照)		③ 旧除外職員の	)数 (〔注意〕	3、5参照	(1)								
a 職員の数	b 短時間勤務職	c 職員の総数	d 除外職員の数	e 短時間	勤務	f 除外職員の総数	g 旧除外職員の	h 短時間勤	務	i 旧除外職員						
(短時間勤務職員	員の数	$= a+(b \times 0.5)$	(短時間勤務職員	除外職	員の数	= $d+(e \times 0.5)$	(短時間勤務職員	旧除外職	員の数	の総数						
を除く)			を除く)				を除く)			$= g+(h \times 0.5)$						
328 人	35 人	345.5 人	人		人	0 人	. 17	Λ.	人	17 人						
④ 身体障害者、知的障害者又は精神障害者である職員の数(〔注意〕3、6、6-2参照)																
(イ) 重度身体障害者 (	(ロ) 重度身体障害者	(ハ) 重度身体障害者	(二) 重度身体障害者	(ホ) 身体障	害者の数	(^) 重度知的障害者	(l) 重度知的障害	皆 (チ) 重度知的	障害者	(川) 重度知的障害者	(ヌ) 知的障害者の数	(ル) 精神障害者	(ヲ) 精神障害者		(力) 精神障害	3者の数
	以外の身体障害者	である短時間勤務	以外の身体障害者で	=(1×2)	)+ロ+ハ		以外の知的障害	者である短時	間勤務	以外の知的障害者で	=(^×2)+\++ <i>f</i>		である短時間勤務		=/\(\nu +	
		職員	ある短時間勤務職員	+(=)	×0.5)			職員		ある短時間勤務職員	+(J×0.5)		職員	〔注意〕6-2 に該当する 者の数	{(ヺーヷ) +ヷ	)×0.5}
3 人	1 人	人	人	7	, 人	٨	. 1		人	人	1 人	人			0	人
( 1 )	( )	( )	( )	( 2	: )	( )	(	(	)	( )	( 0 )	( )	( )	( )	( 0	)
B 上記に基づく	計算															
⑤ 現在設定されて	いる除 ⑥ 基準	割合	⑦⑥に基づく除外	率	⑧ 適用さ	れる除外率	⑨ 法定雇用障害者数の算 ⑩ 障害者計				① 実雇用率	K	⑫ 法定雇用障		$\neg$	
外率([注意] 7参	:照) ={③i,	/(①c-②f)}×100	([注意] 10参照)		([注意	:〕11参照)	定の基礎となる職員の数		=(4	カキ43+4カ	=(10)/(9)×100		するために採			
(〔注意〕8、9参照)						$= (1)c - (2)f - \{((1)c - (2)f) \times (8)\}$		([)	注意〕13参照)	([注意] 14参照)		ならない身体	障害者、知的	/	<i>'</i>	
						(〔注意〕12参照)						障害者又は料	/			
													(〔注意〕15参	≩照)	/	
5	%	4 %	0	%		5 %	328.	5 人		8	人 2	2.44 %		0 人	/	